

在宅サポートセンター

～看取りの支援体制～

奈良市医師会と奈良市在宅医療・介護連携支援センターでは、自宅で最期を迎える患者や家族の希望を叶える体制作りや、24時間365日における医師の看取り対応の負担を少しでも軽減することを目的に、看取りの支援体制を構築しています。

～支援体制の流れ～

① 事前に患者登録

主治医から患者、家族へ説明し
同意書を得た後、患者の情報を登録

② 利用する2日前

(土日祝除く)までに
事務局へ依頼



③ 訪問看護師、施設看護師もしくは

施設職員(2名以上)が心肺停止を確認後、
当番医に入電 ※主治医が不在の場合のみ



④ 当番医が死亡確認



* 患者登録する場合は、1～3か月毎に
一度の当番をお願いしています。
難しい場合はご相談ください。

* 対象日: 土日祝日、ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始等

-Q&A-

Q. 当番医はどのように算定したらよいですか？

- A. 主治医の医療機関で算定します。当番医は主治医医療機関の非常勤医師として
派遣され、後日主治医からお手当を振り込みます。
手続きは事務局がサポートいたします。

Q. 施設の患者さんも登録できますか？

- A. 有料老人ホームやサ高住など、居宅系の施設は対象になります。
必ず看護師又は施設職員(2名以上)に、心肺停止をご確認いただく流れとなっています。

* 詳しくは、下記へお問い合わせください

＜お問い合わせ先＞奈良市在宅医療・介護連携支援センター（奈良市医師会内）

☎ 0742-33-5244